本市におけるいじめ重大事態の発生と今後の取組について

本市では令和6年度、市立学校において、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態が2件発生いたしました。

事態の発生を受け、教育委員会では同法及び大野城市いじめ問題調査委員会規則に基づき、弁護士2名、大学教授、医師、公認心理師・臨床心理士、社会福祉士・精神保健福祉士の6名の専門家で構成されたいじめ問題調査委員会を設置し、令和8年3月、同調査委員会から調査報告書が提出されました。

同調査報告書において、以下の点について、学校及び教育委員会の問題点の指摘を受けております。

【学校の問題点】

・管理職のいじめに対する認識の不十分さについて
・担任の対応及び組織的対応の不十分さについて
・記録管理と証拠保全について
・対象児童生徒及びその保護者への対応について
・関係児童生徒及びその保護者への対応について
・教員の児童生徒に対する不適切な指導について
・校内外での情報連携について
・いじめアンケートの形骸化について

【教育委員会の問題点】

・大野城市いじめ防止基本方針の監督不足について
・学校への不適切な指導助言について
・学級崩壊への認識不足について
・対象児童生徒及びその保護者への対応について
・カウンセリング体制の不備について

併せて、同調査委員会から以下のとおり、今後に向けた提言をいただいております。

〇早期発見と被害者支援の徹底について
〇組織対応の整備と機能充実について
〇教員の対応力向上といじめを許さない環境の構築について
〇人事異動における柔軟性と配慮について
〇情報共有体制の整備について
〇教員の関わり方の改善について
〇対話時間確保と関係性構築の仕組み化について
〇学級経営への組織的支援体制構築について
〇校内外連携体制の強化について

上記の指摘及び提言を踏まえ、現時点で、教育委員会として以下の対応を行っています。

1 調査報告書における指摘及び提言を踏まえた「令和8年度大野城市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）の策定

以下の点について、令和8年度の市基本方針を改訂しています。

（1）いじめに関する校内委員会の「校内いじめ問題対策委員会」への一本化について

これまで、いじめに関する校内委員会として「校内いじめ問題対策委員会」と「学校いじめ防止対策委員会」の２種類を規定していたが、２つの委員会の目的が不明確であるとの指摘を受け、いじめに対する早期対応を目的とする「校内いじめ問題対策委員会」のみを規定。

（2）「校内いじめ問題対策委員会」への外部委員の登用について

教職員だけではなく、スクールカウンセラー等の外部委員を構成員として加えることを規定。

（3）重大事態発生時の学校への指導助言に関する注意点について

保護者と学校間に信頼関係の構築が十分でない場合、関係者間の信頼関係構築及び信頼回復の方法について、教育委員会が学校へ指導助言を行うことを規定。

（4）「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」策定に関する注意事項について

各学校において学校基本方針を策定する際の具体的注意事項として、下記４点を追記。

① アンケートの取扱方法について

各学校において実施しているいじめアンケート実施後の取扱方法及び対応方法を明示することを規定。

② 校内いじめ問題対策委員会について

・同委員会を月１回程度の定期開催とすること

・構成員にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部委員を登用すること

・いじめ防止を目的とする校内委員会とは別にいじめ事案発生後の対応を目的とする校内委員会を設置している場合は、その位置づけを明確にすること

を規定。

③ 校内研修における対応方針の周知・徹底について

・学校としてのいじめ事案に対する対応方針を明示すること

・対応方針を全教職員に周知、徹底する方法を具体的に明示すること

を規定。

④ 証拠の保全と記録の管理の徹底について

いじめに関する記録等について、時系列で整理し、管理職が定期的に記録を確認して管理する仕組みを整備することを規定。

なお、上記改訂事項を含め、市基本方針の内容の各学校基本方針への反映状況及び各学校での実践状況については、適宜、教育委員会として確認の上、必要に応じて指導・助言を行っております。

２　「時制の見直しの検討」による教職員の時間的・精神的余裕の確保

調査報告書における指摘及び提言では、総じて、学校内はもとより、保護者や関係機関との間における良好なコミュニケーション環境の日常的な確保や、児童生徒一人ひとりに一層寄り添った学級運営が求められているものの、学校現場の現状は、その実践のための教職員の時間的・精神的余裕を生み出すことが困難な状況にあります。

本市では令和８年３月、「大野城市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、その中で学校において推進する措置の１つとして、「時制の見直しの検討【令和８年度～令和 11 年度実施】」を規定しています。

本実施計画の推進を含め、良好なコミュニケーション環境の日常的な確保及び児童生徒一人ひとりに一層寄り添った学級運営に取り組んでまいります。

教育委員会として、本件重大事態の発生を大変重く受け止めております。

「いじめ」は、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ます。

すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図ることはもちろんですが、何よりも児童生徒のわずかな変化に気づき、より一人ひとりに寄り添える学校環境となるよう、教育委員会として今後も取組を進めてまいります。